

問は問い合わせ先です

国民年金からのお知らせ

■今月中に「年金改定通知書」・「年金振込通知書」を送付します

平成16年度の年金額に物価スライド改定を行います。年金の物価スライド改定は、国が作成する年平均の全国消費者物価指数が変動した場合、その変動率を基準として年金額の改定を翌年の4月分（6月支払期）から行うものです。送付する「年金改定通知書」には、改定された年金額と物価スライドについての説明を記載しています。また、「年金振込通知書」には、6月から平成17年4月までに支払う予定の各期の支払額と年間の支払目を記載しています。

- 平成16年度の主な年金額
- ・老齢基礎年金（満額） 794,500円
- ・障害基礎年金（1級） 993,100円
- ・障害基礎年金（2級） 794,500円

- ・遺族基礎年金（子が1人いる妻） 1,023,100円
- ・老齢福祉年金 407,100円

■国民年金保険料は必ず毎月の納付期限までに納めましょう

20歳以上60歳未満の自営業者、農業従事者、学生、フリーターなどの第1号被保険者の皆さん、保険料の納め忘れはありませんか？保険料の納め忘れがあると、将来支給される老齢基礎年金が減額されたり、全く受けられなくなる場合があります。また、万一の事故や病気などのときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合もあります。



国民年金 Q&A

- Q 保険料はいくらですか？
- A 月額13,300円です。
- Q 保険料は何年納めるのですか？
- A 日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方が全員加入し、40年間保険料を納めます。
- Q 保険料の納め忘れはいつですか？
- A 保険料は納付期限（毎月翌月末）から2年を過ぎると納めることができなくなります。
- Q 保険料を納めなくても他人には関係ないのでは？
- A 現役世代の納めた保険料で、高齢者世代や障害を負った方、一家の働き手を失った方の生活を支えています。このため、保険料を支払わないということは、社会連帯の輪の中で義務を果たしていないこととなります。

〈社会保険事務局大河原事務所〉
 ☎0224-5113111
 市民課 ☎22-1312

児童手当現況届の提出を忘れずに

児童手当を受けている方に、現況届の用紙を郵送しますので、必ず届け出てください。この手続きは、現在支給を受けている方の所得、養育の状況などを届けていただき、引き続き手当が受けられるかどうかを決める大切なものです。現況届の提出がない場合は、次回の支払い分から児童手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

- 受付期間 6月14日～30日 8時30分から17時15分まで
- 受付場所 市庁舎1階 市民課（持参するもの）
- 現況届 記入方法をよく見て、記入漏れがないようにお願いします。
- 印鑑（朱肉を使用する印）
- 受給者名義の預金通帳

■6月は児童手当の支給月です！

6月は、平成16年2月分から5月分までの4カ月分の児童手当を振り込みます。6月4日以降、該当する金融機関で受け取ってください。振り込まれていない場合は、お問い合わせください。

緑が丘テニスコートを「ご利用ください」

鷹巣地区の観音寺そばにある緑が丘テニスコートは、どなたでもご利用いただけるテニスコートです。料金も格安ですので、お気軽に申し込みください。

- 利用時間 8時～18時
- 利用料金 1時間あたり100円
- 申し込み先 吉田商店 ☎25-0286

夜間市税納税窓口を開設しています

市税の納付はお済みでしょうか。市では、昼間お仕事などで忙しい方のために、月末の水曜日・木曜日に夜間納税窓口を開設しています。ぜひご利用ください。

- 開設日（おおむね毎月25日以降の水曜・木曜に開設しています）
- 6月30日（水）・7月1日（木）
- 7月28・29日（水・木）
- 8月25・26日（水・木）
- 9月29・30日（水・木）
- 10月27・28日（水・木）
- 11月25日（木）・12月27日（月）

●開設時間 17時30分～20時

●場所 市庁舎1階 収納管理室 ※18時以降は、市庁舎東側入り口から入庁ください。

●収納管理室 ☎22-1313

自動車輸送統計調査にご協力をお願いします

国土交通省では、自動車輸送統計調査を実施しています。この調査は、毎月全国的に人・物の輸送状態を把握し、交通施策や道路計画の基礎資料として活用するものです。

調査票配布のために調査員が訪問することがありますので、ご協力をお願いします。

●東北運輸局宮城運輸支局輸送課 ☎022-235-2515

高齢者住宅改良支援助成金交付事業を実施します

市では、65歳以上の介護保険に該当しない高齢者で、世帯全員の前年の市民税額が非課税の世帯に属する方に助成金を交付します。

- 助成の内容 高齢者が使用する居室の浴室、玄関、洗面所、便所、廊下、階段、台所、居室または玄関から道路までの通路などについて次の工事に該当する場合、助成金額の範囲内で助成します。

6月は土砂災害防止月間です



梅雨で長雨の降る6月は、土砂災害の多い時期です。土砂災害には、がけ崩れや地滑りなどがあります。がけ崩れは、雨で地中にしみ込んだ水分が、土の抵抗力を弱めるために斜面が突然崩れ落ちるものです。地震が原因で起きることもあります。前触れなしに突然起こることが多く、スピードも早いので、人家の近くで起きると逃げ遅れる人が多く、死者の出る割合も高くなります。

- がけ崩れの恐れのある所では、ふだんから避難場所や避難経路について家族で話し合っておくことが大切です。災害が起きたとき、家族全員がそろっているとは限りません。あらかじめ避難先を決めておきましょう。また、雨や台風、地震などの情報に常に注意し、危険を感じたら速やかに避難するようにしましょう。
- ★こんなときは特に危険
- 斜面の途中から急に水がわき出した。
- 斜面からバラバラと小石などが落ちてきた。
- 石垣やコンクリートの擁壁に、ずれやはらみ、亀裂が生じた。

●建設課 ☎22-1326

個人住民税「均等割」を改正しました

地方税法および市税条例などの改正により、次のとおり個人住民税の均等割を見直しました。

- ①個人住民税均等割 これまでは、人口段階区分により2千円となっていた市民税均等割を、区分を廃止して平成16年度分から一律3千円にしました。（県民税は1千円のままで変更はありませんので、市県民税として4千円になります）
- ②生計同一の妻に対する非課税措置の見直し 均等割が非課税となっていた生計同一の妻の方について、近年、就業して所得を得る方が増え、税負担の不公平が生じていることから、非課税措置を廃止しました。

6月から7月にかけて水道メーターを無料交換します

水道メーターの有効期間は、計量法に基づき8年です。今回、有効期間が満期となる一部利用者のお宅に、水道事業所からのお知らせを持参の上直接お伺いし、無料で交換作業をすることになりました。市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

●水道事業所給水係 ☎25-5522

新規学卒者の採用計画はお決まりですか？

平成17年3月新規中学校・高等学校卒業生を対象とした求人受け付けが6月21日から始まります。事業主の皆様には、新規学卒者を対象とした採用計画について早期にご検討いただき、1人でも多くの求人を申し込みいただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

●ハローワーク白石職業相談部門 学卒担当 ☎25-3107